

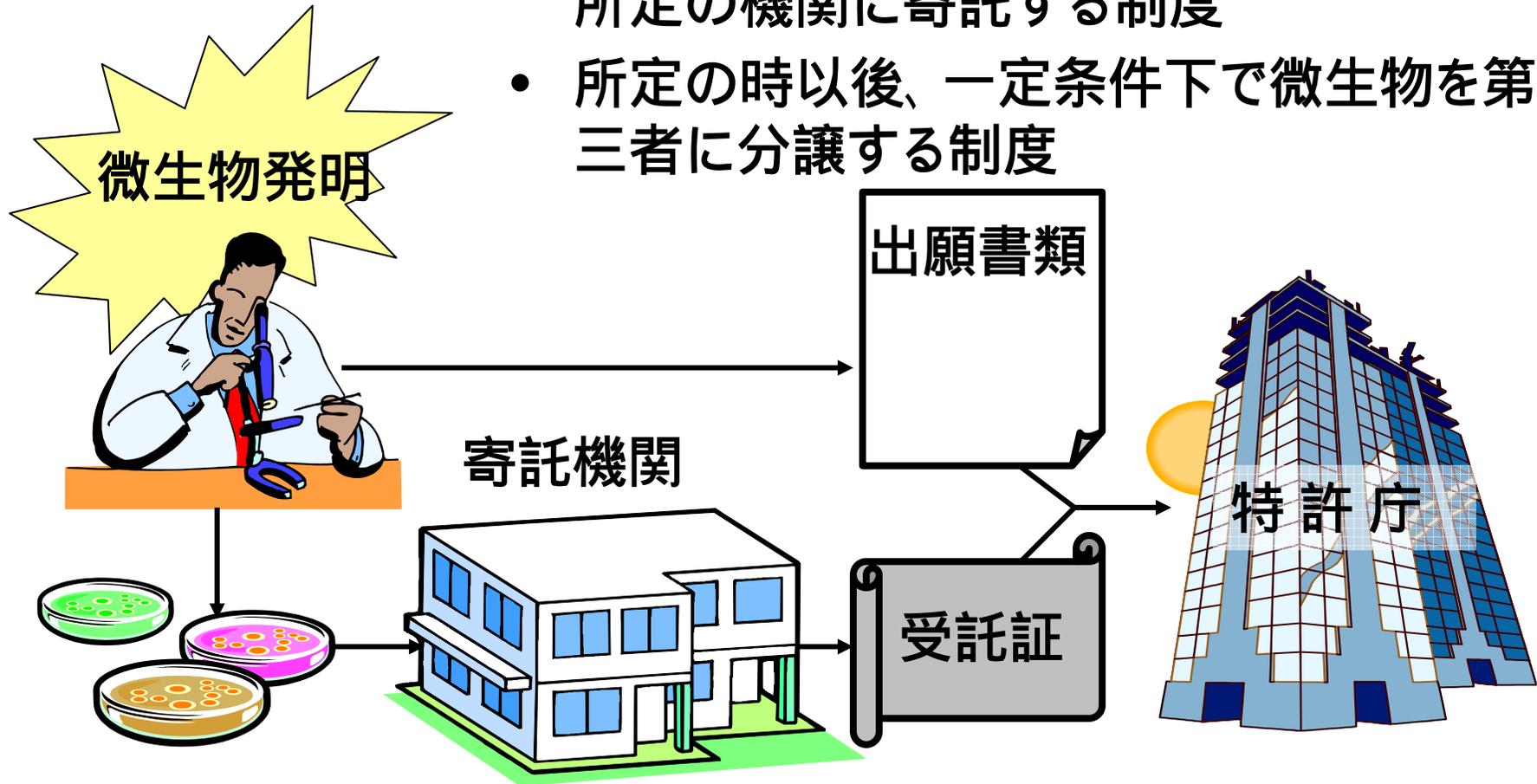
# 寄託制度について

平成19年1月25日

特 許 庁

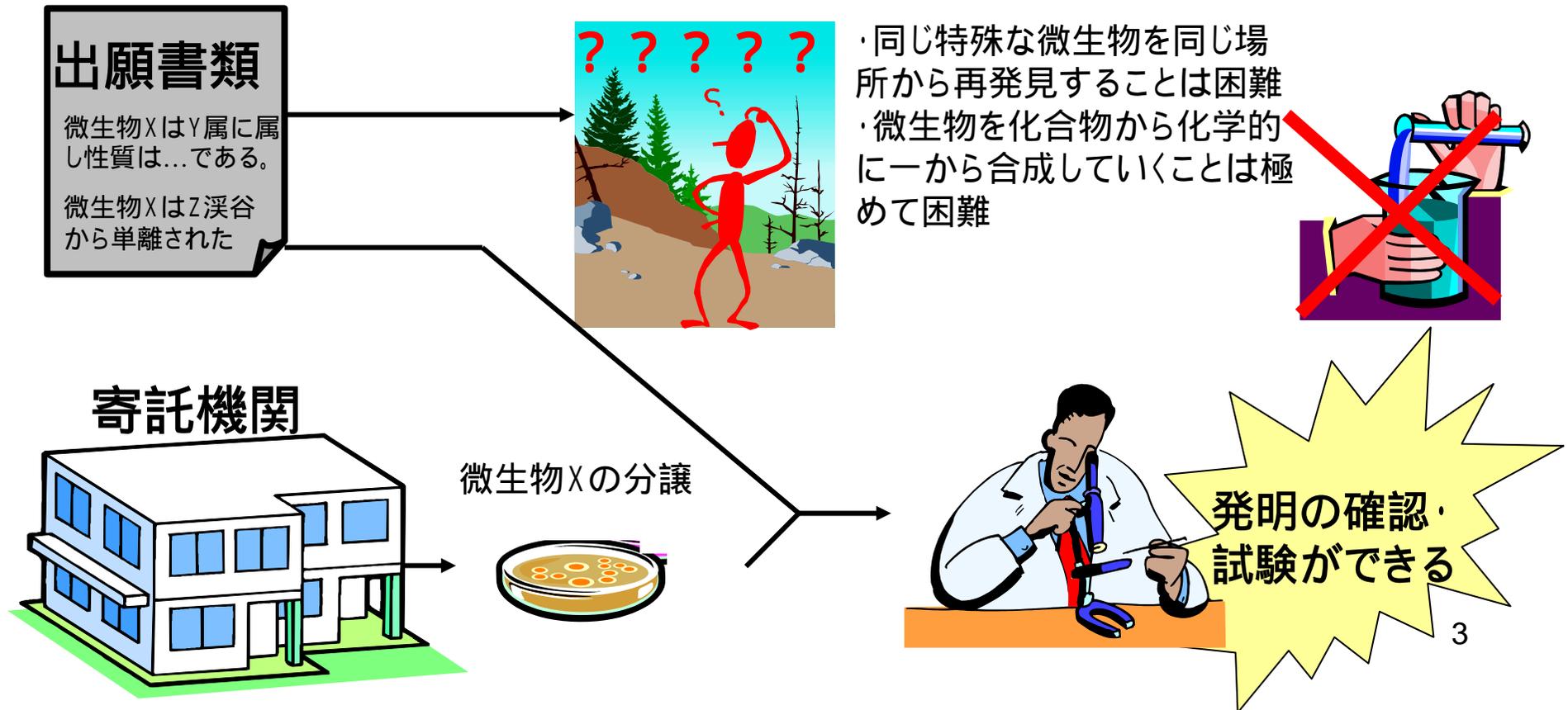
# 微生物の寄託制度とは

- 微生物(動植物細胞等を含む)に係る発明について特許出願する際に、微生物を所定の機関に寄託する制度
- 所定の時以後、一定条件下で微生物を第三者に分譲する制度



# 寄託制度の必要性

- 微生物に係る発明においては、明細書の記載のみでは発明の完成と技術の公開が十分に担保できない場合がある
- 寄託された微生物により第三者が発明を確認できる



## 微生物の寄託が必要な場合

発明を再現するに際して、明細書に記載された特定の微生物を使用することが必要となる場合であって、かつ、当該特定の微生物が容易に入手することができないものである場合

## 寄託に関する三極比較

	日本	欧州 (EPO)	米国
寄託の期限	出願前	出願前	特許発行料金支払まで
分譲時期 (一般への)	特許権の設定の登録後	出願公開後	特許付与後
分譲条件	試験・研究目的 第三者移転禁止	特許付与の公表まで、又は出願が拒絶・取下・みなし取下されたときには出願から20年間、専門家のみへの分譲制限ができる。  特許権満了、又は出願が拒絶・取下・みなし取下されるまでは、試験目的に限り、第三者への移転も禁止	特許付与後の分譲制限はなし

\* 米国出願人も日本や欧州に出願する場合には、遅くとも日本や欧州の出願日前に寄託されている(米国出願人による最新のPCT10件程度について調査)。

# 寄託・分譲実績

日本の寄託機関:

(独)産業技術総合研究所 特許生物寄託センター (IPOD)

(独)製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター (NPMD)

## 受託実績

	微生物	動物細胞	植物細胞
FY15	618	195	16
FY16	534(96)	197	7
FY17	559(145)	182	18

寄託総株数: 14,240株 (FY17末時点)

## 分譲実績

	微生物	動物細胞	植物細胞
FY15	94	11	1
FY16	121(0)	35	3
FY17	128(0)	29	5

内訳

数字はIPOD及びNPMD (FY16から活動開始) の総数。  
( )内はNPMDの内数。

[ ]内は動物細胞の分譲の内数。

	寄託者又はその承諾を得た者	法令 <sup>*1</sup> 上の資格を得た者
FY15	59[8]	47[3]
FY16	56[20]	103[15]
FY17	79[22]	83[7]

	国内への分譲	海外への分譲
FY15	79[10]	27[1]
FY16	100[35]	59[0]
FY17	113[20]	49[9]

- 1 特許法施行規則 第二十七条の三 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。
- 一 その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があつたとき。
  - 二 特許法第六十五条第一項の規定によりその微生物に係る発明の内容を記載した書面を提示され警告を受けたとき。
  - 三 特許法第五十条 (同法第一百五十九条第二項 (同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。 ) 及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。 ) の意見書を作成するために必要なとき。
- 2 前項の規定により微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させてはならない。

# 寄託に必要な量及び手数料

動物細胞について世界の主要寄託機関が寄託の際に要求している試料数

寄託機関名	国名	寄託に必要な量
IPOD	日本	1 × 10 <sup>6</sup> cells以上 / チューブのもの20本
ATCC American Type Culture Collection	米国	2 ~ 6 × 10 <sup>6</sup> cells以上 / チューブのもの25本
DSMZ German Collection Microorganisms and Cell Cultures	ドイツ	5 × 10 <sup>6</sup> cells 以上 / アンブル(cells growing in suspension)又は 2 × 10 <sup>6</sup> cells 以上 / アンブル(adherent cells) のもの12本
ECACC European Collection of Cell Cultures	英国	4 × 10 <sup>6</sup> cells以上 / アンブルのもの12本

## 手数料一覧

寄託機関	国名	通貨	微生物 手数料	動物細胞 手数料	微生物 手数料(JPY)	動物細胞 手数料(JPY)
IPOD	日本	JPY	220,000	220,000	220,000	220,000
ATCC	アメリカ	USD	2,500	2,500	303,120	303,120
DSMZ	ドイツ	EUR	750	1,350	117,960	212,330
ECACC	イギリス	GBP	P.O.A	950	価格相談	227,230

2007.01.19現在の為替レート <sup>7</sup>